

ハイライト:

・平成28年度税制改正について取り上げます!

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
法人税率の引き下げ	1
欠損金の繰越控除制度の見直し、繰越期間の延長	2
減価償却制度の見直し	2
健康保険制度の改正と雇用保険の料率変更について	2

日ごとに暖かさが増し春めいてきました。今から桜の開花が待ち遠しい限りです。第65号では、平成28年度税制改正について取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。なお、HP上の「お役立ち情報」も日々更新していますので、是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



## 平成28年度税制について(法人課税関係)

平成28年度税制改正大綱が平成27年12月24日に閣議決定されました。今号では、税制改正大綱の中から企業等に影響が大きい法人課税の改正について取り上げます。今回の改正も、課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる改正となっています。

### 法人税率の引き下げ(^\_^)

法人税の税率が、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から、段階的に引き下げられる予定です。平成28年度は、現行の23.9%から**23.4%**へ、平成30年度には更に、**23.2%**へと引き下げられます。

中小法人の軽減税率の特例は、平成27年度税制改正で適用期限が2年間延長となっており、今回の税制改正の対象には入っていない為、<sup>1</sup>平成29年3月31日までに開始する事業年度までとなります。中小法人の軽減税率の特例継続については、今後の検討となります。

#### 【法人税の税率】

	現行	改正案	
		平成28年4月1日～平成30年3月31日	平成30年4月1日～
中小企業等 (資本金1億円以下の法人) <sup>2</sup>	年800万円以下の所得金額 (軽減税率の特例)	15%	19% (予定)
	年800万円超の所得金額	23.9%	23.2%
大企業 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.9%	23.2%

<sup>2</sup> 資本金の額が5億円以上の法人の完全子法人等を除く

税効果会計を行っている法人は、H28年3月31日までに税制改正法が公布された場合、法定実効税率の見直しが必要になります。

## 欠損金の繰越控除制度の見直し、繰越期間の延長(^\_^)

欠損金の繰越控除制度とは、青色申告書を提出した事業年度で欠損金が生じた場合、その欠損金を繰り越し、翌事業年度以降の所得金額を限度に控除できる制度です。

前年度の税制改正では、大法人の繰越欠損金の控除限度額は2段階の縮小でしたが、平成28年度税制改正では、4段階の縮小に変更されます。**中小法人等については、現行どおり所得金額の100%が控除限度額となります。**

【出典：財務省の税制改正大綱】

改正前		改正案	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
平成27年4月～ 平成29年3月	65%	平成27年4月～ 平成28年3月	65%
		平成28年4月～ 平成29年3月	60%
平成29年4月～	50%	平成29年4月～ 平成30年3月	55%
		平成30年4月～	50%

平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金から、繰越期間が9年から**10年**へ延長されます。繰越期間の延長に伴い、帳簿書類保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限、更正の請求期間が同じく9年から**10年**に延長されます。



## 減価償却制度の見直し(T\_T)

減価償却の方法には、定額法と定率法があります。建物については従来から定額法に限定されていましたが、建物の内部造作等の償却方法については、定額法又は定率法を選択することができました。今回の税制改正で、**平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物の償却方法について、定額法に限定され、定率法を選択することができなくなります。**

定率法に比べて定額法は、初年度の減価償却費が少なくなる為、不動産を扱う企業や店舗等に投資する企業にとって、今後の業績に影響を及ぼす改正となりそうです。

## 健康保険制度の改正(T\_T)と雇用保険の料率変更(^\_^)について

平成28年4月から健康保険の標準報酬月額が3等級区分が追加され139万円(現行121万円)が上限となります。また、標準賞与額の上限額は、540万円から573万円へと引き上げになります。追加される区分に該当する場合でも保険者側が職権で改定するため届出等の手続きは不要となっています。協会けんぽのホームページで保険料額表が公開されていますので、ご確認ください。

法律案が国会で成立した場合には、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率が従前より引き下げられます。

事業の種類	保険料率	事業主負担	被保険者負担
一般の事業	11 / 1000	7 / 1000	4 / 1000
農林水産・清酒製造の事業	13 / 1000	8 / 1000	5 / 1000
建設の事業	14 / 1000	9 / 1000	5 / 1000

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

### 税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！  
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>